

COUNTERFEIT GOODS

知的財産侵害物品って何？

知的財産侵害物品とは、商標権、意匠権、特許権、著作権のような知的財産権を侵害する物品や不正競争防止法に違反する物品の事です。ブランドのマークやブランド名、キャラクター、商品の形状などを真似して、本物であるかのように作られた模倣品などが含まれ、バッグ・財布・衣類・靴やスマホケースなど、品目は多岐にわたります。

経済への
悪影響

知的財産侵害物品は、本物を製造・販売している企業の利益を害します。

犯罪組織の
資金源に

知的財産侵害物品の販売によって得られた収益は、犯罪組織の資金源となっているといわれています。

健康被害

知的財産侵害物品は安全性が確保されておらず、使用することにより健康や安全を脅かす危険性のあるものも多くあります。

知的財産侵害物品は、けん銃や麻薬などと同じように、法律により輸入が禁止されています

INFORMATION

問合せ先（税関相談官）

函館税関	0138-40-4261
東京税関	03-3529-0700
羽田税関支署（旅客・手荷物）	050-5533-6962
成田税関支署（旅客・手荷物）	0476-34-2128 ~9
東京外郵出張所	03-5665-3755
横浜税関	045-212-6000
川崎外郵出張所	044-270-5780
名古屋税関	052-654-4100
中部空港税関支署	0569-38-7600
中部外郵出張所	0569-38-1524
大阪税関	06-6576-3001
関西空港税関支署	072-455-1600
大阪外郵出張所	072-455-1850
神戸税関	078-333-3100
門司税関	050-3530-8372
福岡空港税関支署	092-477-0101
福岡外郵出張所	092-663-6260
長崎税関	095-828-8619
沖縄地区税関	098-863-0099
那覇外郵出張所	098-854-8292

詳しくは、「税関ホームページ」をご覧ください。

<https://www.customs.go.jp/mizuguiwa/chiteki/pages/ippan.htm>

知的財産侵害物品

検索



買う人は、
失う人。

No!
コピー商品

FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs

模倣品の 水際強化！ 取締り



税関

JAPAN CUSTOMS

RULE CHANGE

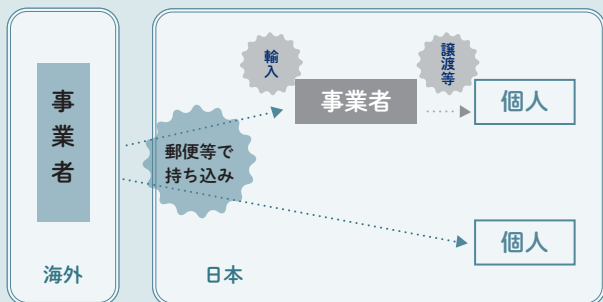
令和4年（2022年）

10月1日より、

模倣品の水際取締りが
強化されました。

令和3年5月に改正された商標法及び意匠法において、海外の事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為は商標権及び意匠権の侵害行為となることが明確化されました。

これを受けて、令和4年3月に関税法が改正され、海外の事業者が郵送等により日本国内に持ち込む模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、輸入できなくなりました。



- 新たに商標権・意匠権侵害と位置づけられた行為
- 改正前より、商標権・意匠権侵害とされていた行為

詳しいご説明

（税関ホームページ）はこちら→



Q.1

模倣品を輸入

しようとする…？



A.1 税関は認定手続を執ります

税関が知的財産侵害物品に該当すると思われる模倣品を発見した際には、その模倣品が知的財産侵害物品に該当するか否かを認定するための手続（認定手続）を行います。

認定手続を行う際には、輸入者の皆様に認定手続を開始することを書面で通知します。また、認定手続において知的財産侵害物品に該当しないことを主張される場合には、その旨を証する書類を提出いただきます。

知的財産侵害物品に該当しないと認定されれば、貨物の輸入が許可されます。

Q.3

没収された場合、

返金してもらえるの？



A.3 購入先にお問合せください

購入代金の返金については税関では対応いたしかねます。商品を購入した通販サイト等にお問合せください。

Q.2

個人で使う

ものですが…



A.2 個人で使うものでもNGです

個人で使用する場合であっても、海外の通販サイトで購入した場合など、海外の事業者から送付される物品が商標権又は意匠権を侵害する模倣品である場合は輸入できません。税関による没収の対象となります。

国内の通販サイトで購入した商品であっても、海外から直接送付される場合もあるため、ご注意ください。

Q.4

輸入者に

罰則はあるの？



A.4 輸入者に事業性がなければ罰則の対象とはなりません

ただし、海外の事業者から郵送等で送付される模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、輸入できません。なお、輸入者に事業性がある場合には、従来どおり、罰則の対象となります。